

小郡市市民窓口及び電話交換等委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、小郡市（以下「市」という。）が受注者に委託する「小郡市市民窓口及び電話交換等委託業務」について、市と契約する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 概 要

（１）業務名

小郡市市民窓口及び電話交換等委託業務（以下、「本業務」という。）

（２）業務内容

小郡市市民窓口及び電話交換等委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（３）業務期間

ア 履行期間 契約日の翌日から令和１２年６月３０日まで

イ 事前準備期間 契約日の翌日から令和９年３月３１日まで

ウ 業務期間 令和９年４月１日から令和１２年６月３０日まで

（地方自治法第２３４条の３及び小郡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約）

3 業務に要する費用（提案上限額）

金２７２，１９６，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和９年度分 ９３，０３０，０００円（１２月）

令和１０年度分 ７９，６５０，０００円（１２月）

令和１１年度分 ７９，６５０，０００円（１２月）

令和１２年度分 １９，８６６，０００円（３月）

上記令和９年度分には、事前準備に係る費用を含む。見積書は、事前準備に係る費用と業務実施期間に係る費用を区分して作成すること。

この金額は、業務内容の規模を示すためのものであり、見積書を提出する際は、見積書に記載する価格総額が提案上限額を超えてはならない。

4 参加資格要件

本件、公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ① 平成３０年度以降、地方公共団体において、本業務と同種又は類似する窓口業務等の受託実績を有する者であること。

なお、同種又は類似する業務とは、住民異動届、各種証明書交付、フロア案内、電話交換その他これらに類する地方公共団体の窓口業務をいう。履行中の業務を実績

として記載する場合は、その旨を明記すること。

- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を取得している者であること。
- ③ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申し立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。
なお、これらの参加資格は、参加表明書提出時から契約締結時まで継続して満たしていなければならない。
- ⑥ 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 質問の受付及び回答

質疑がある場合は、質問書 (様式第 12 号) を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

- (1) 提出期限：令和 8 年 10 月 23 日 (金) 午後 5 時 00 分 ※期限厳守
- (2) 提出方法：別添の質問書 (様式第 12 号) により、電子メールで送信すること。
メールアドレス shimin@city.ogori.lg.jp
- (3) 質問回答：質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 27 日 (火) までに小郡市ホームページにおいて公表する。
- (4) その他：質問者の名称については公表しない。評価に対する質問や、事業者選定に公平性が保てないと判断した場合には回答しない。

6 参加表明および書類の提出

(1) 参加表明書

参加表明書は以下の指定様式を用い、各項目に沿ってまとめて綴じること。

- ①公募型プロポーザル参加表明書 (様式第 1 号)
- ②会社概要 (様式任意)
- ③業務実績書 (様式第 13 号)

業務実績書には、平成 30 年度以降の同種又は類似業務の受託実績を記載し、履行中又は履行完了の別を明記すること。根拠書類として、契約書の表面 (契約者が確認できる部分) 及び仕様書等 (業務内容が確認できる部分) のみを提出すること。約款等が記載されている部分の提出は不要とする。複数の地方公共団体等と契約を行っている場合は、直近のもの 3 件のみ写しを添付すること。

- ④一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していることを証する書類
- ⑤役員等調書及び照会承諾書（指定様式を使用すること）
- ⑥納税証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、及び参加表明する者の所在地における地方税（道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税）の未納がないことを示すもの

- 提出部数 各1部
- 提出期限 令和8年11月6日（金）午後5時00分 ※期限厳守
- 提出場所 小郡市役所市民福祉部市民課
- 提出方法 持参又は送付によること
ただし、送付等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

（2）企画提案書

企画提案書の作成に当たっては、以下の項目の順に、まとめて綴じるとともに、審査基準の各評価項目について具体的に記述すること。

＜記載項目＞

- ①提案書（様式第7号）
- ②企画提案書（様式任意）

項目の順は、小郡市市民窓口及び電話交換等委託業務審査基準の評価項目の順に綴ること。

企画提案書の留意事項

- ページ数は提案書（様式第7号）を除いて50ページ以内（両面刷り、A3サイズの場合は、2ページとカウントとする。※A3サイズ両面刷りは4ページカウント）で簡潔に記載し、さらに文字フォントサイズは10.5ポイント以上とする。ただし、これは図表内の文字には適用しないが、読みやすいサイズを選択すること。
- 用紙の規格はA4とし、図面等で折込がある場合は、A4の大きさに折り込むこと。

（3）業務実施体制（様式任意）

- ①受託した場合の従事者配置計画及び業務工程がわかる書類とし、「フロア案内・電話交換業務」、「証明書交付関係窓口」、「住民異動関係窓口」の業務区分について作成すること。
- ②各業務区分に配置する業務責任者各1名（計3名）及び統括責任者（フロア案内・電話交換業務との兼務可）について、氏名又は配置予定者を識別できる記号、雇用形態、実務経験年数、類似業務経験、保有資格及び配置予定時期が確認できる書類を作成し、添付すること。

(4) 見積書(様式任意)

見積書は以下のとおり分けて提出すること。

①事前準備に係る費用(消費税及び地方消費税を含んだ額)

②業務期間(令和9年4月1日から令和12年6月30日まで)の4ヵ年度分の合計金額
及び各年度の費用(消費税及び地方消費税を含んだ額)

※①②の見積書には、人件費、消耗品費、事務費等の詳細な積算内訳を記載すること。(別紙添付も可)

(5) その他プレゼンテーション及び質疑応答において必要な書類

(2)、(3)、(4)、(5)は、以下のとおり提出すること。

○提出部数 原本1部 副本8部

○提出期限 令和8年11月19日(木)午後5時00分 ※期限厳守

○提出場所 小郡市役所市民福祉部市民課

○提出方法 持参又は送付によること

ただし、送付等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

市は、提案内容の履行可能性を確認するため、必要に応じて配置予定者の確保状況、採用計画その他必要な事項について、追加資料の提出又は説明を求めることができる。

7 審査の方法等

本業務の審査は、「小郡市市民窓口及び電話交換等委託業務プロポーザル審査委員会」により実施する。プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査方法

・審査

企画提案についてのプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査基準に基づいて審査する。

①実施日 令和8年11月27日(金)

※実施時間、場所等については、別途通知する。

②出席者 3人以内とする。

② 説明等

ア 1事業者当たりの審査時間は60分以内とし、その内訳は、準備及び片付けを含むプレゼンテーション30分以内、質疑応答30分以内とする。

イ プレゼンテーションにパソコンやWi-Fiが必要な場合は、各社で用意し、プレゼンテーション会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

ウ 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うものとし、企画提案書と異なる内容や、当日に追加資料を配布するなど、事前に提出された提案書以外の資料を用いた説明は認めない。

(2) 優先交渉権者の決定

審査の結果、満点の6割以上の得点を得た者のうち、最も得点の高い者を優先交渉権者とし、次に得点の高い者を次点交渉権者とする。提案者が1者の場合であっても審査を実施し、基準点以上の得点を得た場合に限り、優先交渉権者として決定する。最高得点者が複数となった場合は、審査基準に定める「③人員確保・配置・労務管理・履行確実性」に係る評価点が高い者を上位とし、なお同点の場合は、価格評価が高い者を上位とする。それでも同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。基準点以上の得点を得た者がいない場合は、優先交渉権者を決定しない。

(3) 審査結果の通知

審査結果通知は、提案者全員に速やかに書面で通知する。なお、選定の経緯及び内容、また結果に対する異議は一切受け付けない。

優先交渉権者として特定された者は、仕様及び価格等について協議を行い、協議が整い次第、速やかに本業務における契約を行うものとする。優先交渉権者との協議が整わない場合、優先交渉権者が契約を辞退した場合又は契約締結までに参加資格を失った場合は、次点交渉権者と順次協議を行う。

8 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (4) 本業務の見積書の金額が、業務に要する費用（提案上限額）を超過したもの。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったもの。

9 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市が履行可能性の確認等のため追加資料の提出を求めた場合は、この限りではない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザルのみに使用し、目的外に使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。
- (7) 審査結果については、優先交渉権者以外の者の社名を伏せ、市ホームページ上で公表する。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、小郡市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

10 参加の辞退

参加表明書の提出後、やむを得ず参加の辞退を行う場合には、事前に担当部署に電話連絡の後、「辞退届（様式任意）」を提出すること。

11 選定スケジュール

令和8年10月9日（金）	実施要領等の公告
令和8年10月9日（金）から 令和8年10月23日（金）まで	質問の受付期間
令和8年10月27日（火）	質問に対する回答（市ホームページ）
令和8年11月6日（金）	参加表明書等の提出期限
令和8年11月19日（木）	提案書等の提出期限
令和8年11月27日（金）	プレゼンテーション
令和8年12月4日（金）以降	審査結果通知

12 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1

小郡市役所市民福祉部市民課 担当：堀内・木原

TEL 0942-73-9120

MAIL shimin@city.ogori.lg.jp